

防衛省告示第二百九号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に  
伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十三年八月二十二日

防衛大臣 北澤 俊美

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射場水域 （鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚 地先） （平成二十三年六月三日防衛省告示 第二百三十六号）	平成二十三年六月十日から 同年八月三十一日まで	平成二十三年九月一日から同年十 一月三十日まで
静内対空射場水域	平成二十三年七月十六日か	平成二十三年九月二十六日から同

(北海道日高郡新ひだか町静内浦和  
地先)

(平成二十三年七月八日防衛省告示  
第百六十四号)

ら同年九月二十五日まで

年十二月二十六日まで